

別紙2 障害のある生徒へ愛知県教育委員会の姿勢 校長会説明

2020年2月3日 愛知県教育委員会 高等学校教育課

《県教育委員会姿勢 2020年2月3日確認》

- ①入学の選抜基準については教育委員会が設定しているものではなく、学校ごとに基準を持って合否の判断をしている。校長が合格とする場合に、それに対して教育委員会が止めたり、法律的に違法だと言うことは無い。
- ②入学した生徒には、(エレベーター設置は、現状難しいにしても) 可能な限り学校と本人保護者と相談をして、人的配置や施設整備を行い、教育課程についても学校が柔軟にできる。
- ③重い知的障害の生徒が入った場合もその学校が工夫や評価判断でき、また教育委員会が相談を受け、他県の情報を提供する。

2020年2月21日 愛知県公立高等学校校長会 説明 愛知県教育委員会 高等学校教育課

まず合格者の決定についてである。

各選抜の合格者については、原則定員内不合格を出さないよう、各高等学校において適切に決定していただいているところではあるが、自己申告書が提出された場合は、本人の状況や高等学校で学びたいという意欲をよりの確に把握し、総合的な判断を行う際の資料として選抜委員会において、必ず用いていただく。重度の障害のある生徒に対する支援員の配置を希望する場合には、高等学校教育課 教科・定通指導グループまで連絡をいただきたい。

また入学後生徒の指導等について、お困りの点等があれば、こちらも教科・定通指導グループまでご相談いただきたい。

尚、志願者の保護者と障害にかかる配慮や入学後の対応について相談する際には、必ず中学校関係者を交えて公平公正の原則にのっとり行い、「本校では対応できない」などの拒絶的な対応や受け入れを約束するかのように受け取られる対応とならないようご留意いただきたい。

今後も学校の教育活動のあらゆる場面において、障害者差別解消法や愛知県障害者差別解消推進条例の理念に乗っ取った対応にご留意いただきたい。

2020年2月28日 愛知県公立高等学校長 補足説明 愛知県教育委員会 高等学校教育課

先日の校長会で説明を下記のように補足させていただきます。

○「障害等のある入学志願者への対応について」

(ご説明した内容)

「重度の障害のある生徒に対する支援員の配置を希望する場合には、高等学校教育課 教科・定通指導グループまでご連絡いただきたい。

また、入学後、生徒の指導等についてお困りの点等があれば、こちらも教科・定通指導グループまでご相談いただきたい。」

この説明における「重度の障害のある生徒」とは「知的障害を含む重度の障害のある生徒」であるので、ご承知ください。